

2. 館林市の緑を取り巻く状況と課題

(1) 市の概要

1) 自然的状況

① 位置

本市は、群馬県の南東部に位置し、関東地方のほぼ中心に位置しており、東西に15.5km、南北に8.0km、面積約60.97km²の都市です。

北には栃木県、南には埼玉県、東には茨城県の県境がある地域で、他県との経済・文化交流が盛んです。

北部には渡良瀬川、隣接する明和町を隔てた南部には利根川が流れ、南北を大きな河川に挟まれています。市内には、城沼、多々良沼、近藤沼や茂林寺沼といった大小多くの池沼が点在し、豊かな水資源と自然環境が形成されており、多様な動植物の生息地となっています。



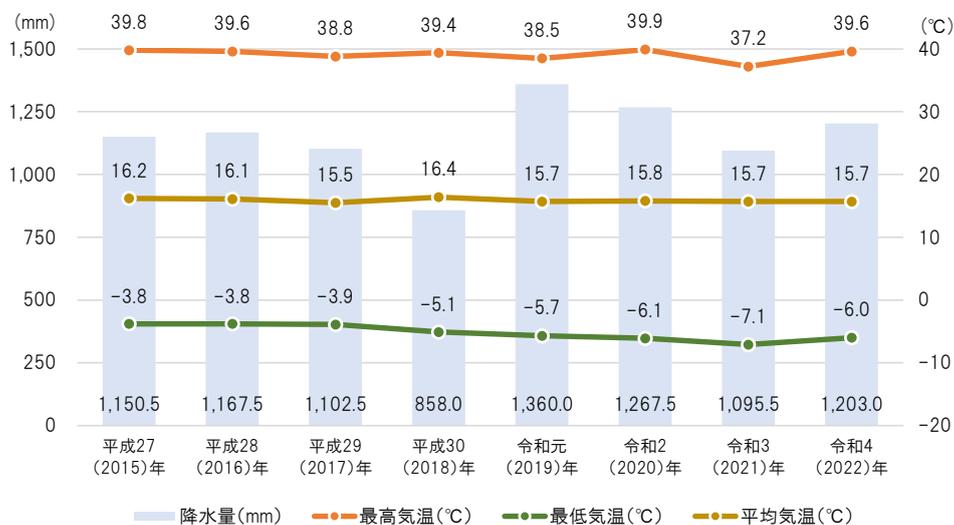
出典：館林市史 別巻 館林の里沼

② 気候

本市は平坦な地形かつ内陸にあるため、海風が入りにくく、夏場等は都会部から運ばれた熱風が停滞し、それがさらに温められ夜間になっても気温が下がりにくくなっています。

加えて、県西部の山の影響により、日本海側からのフェーン現象の影響も受けやすくなっており、全国でも有数の暑いまちとなっています。一方で、冬場はからっ風が吹き、体感温度が下がることも多くあります。

年次別の降水量と気温



出典：館林市統計書、気象庁

1. 緑の基本計画とは

2. 館林市の緑を取り巻く状況と課題を取り

3. 基本方針、目標の設定

4. 緑地の保全及び緑化推進の方針

5. 都市公園等の機能・配置等の検討

6. 緑を守り育てる地区制度

7. 計画の推進に向けて

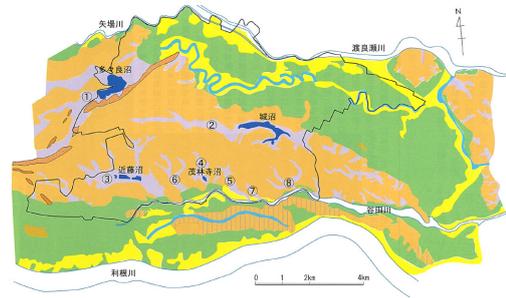
③ 地形

本市は、日本最大の平野である関東平野のほぼ北端に位置しており、地形は洪積台地、沖積低地及び谷底平野で構成される平野に立地しています。洪積台地は「邑楽台地」と呼ばれ、全体的には極めて平坦ですが、古くから河川が多く、侵食谷の発達により、台地と谷底平野の凹凸が織りなす複雑な微起伏が形成されています。

河川の影響による堤防状の高まりは「館林古砂丘」と呼ばれています。近年は宅地造成等によって大部分の砂丘は消滅しましたが、多々良沼の保安林周辺には残っています。

城沼・多々良沼・茂林寺沼・近藤沼はすべて谷底平野の下流部、谷の出口付近に形成されています。渡良瀬川及び谷田川の堆積物が谷の出口付近をふさいだ結果、谷底平野の排水が滞留してできた堰止湖と考えられています。

地形分布図



- 洪積台地
- 埋没台地
- 後背湿(低)地
- 谷底平野
- 館林古砂丘(古自然堤防)
- 自然堤防
- 旧河道
- 水面
- ① 逆川低地
- ② 城沼谷底平野
- ③ 近藤沼谷底平野
- ④ 茂林寺沼谷底平野
- ⑤ 蛇沼谷底平野
- ⑥ 青柳谷底平野
- ⑦ 上赤生田谷底平野
- ⑧ 赤生田谷底平野

出典：館林市史 館林の自然と生きもの

④ 地質

本市の洪積台地の表層は関東ローム層に覆われており、邑楽台地は関東ローム層下の館林砂層によって構成され、館林古砂丘の砂層はその最上部に位置づけられています。

⑤ 水辺

本市の自然環境の特徴は、利根川と渡良瀬川に挟まれた、水と緑豊かな自然が広がっていることです。本市を代表するものとして、城沼・多々良沼・近藤沼等の大小の池沼や、群馬県指定天然記念物に指定された「茂林寺沼及び低地湿原」があります。

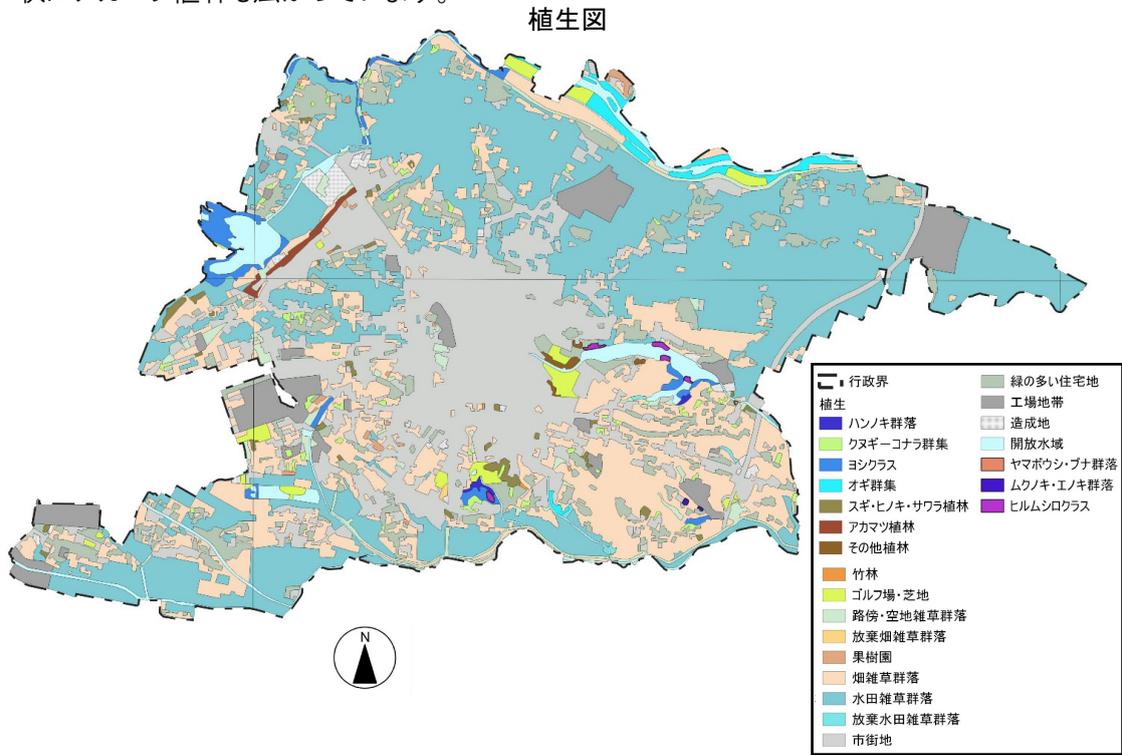
また、これらの沼と人々の暮らしとの関わりで生まれた歴史や文化が令和元(2019)年5月20日に、「里沼」として、文化庁の日本遺産に認定されています。

茂林寺沼



⑥ 植生

城沼・多々良沼・茂林寺沼・近藤沼周辺の低層湿原にはヨシクラスが多くみられます。また、古城沼と茂林寺沼周辺にはハンノキ群落が見られます。さらに、市内にはスギ・ヒノキ・サワラ植林が点在していることに加え、クヌギ・コナラ群集も点在し、多々良沼公園には帯状にアカマツ植林も広がっています。



出典：環境省自然環境局生物多様性センター自然環境保全基礎調査植生調査（平成20年、平成28年）
GISデータより作成

⑦ 生物

本市は、低地における湿地環境が広がっており、湿地特有の生物が存在します。

館林市史特別編第3巻「館林の自然と生きもの」によると、湿地性の昆虫の代表であるトンボは過去の調査で9科52種が確認されています。茂林寺沼には、群馬県レッドデータブック2022にて、準絶滅危惧に指定されているミドリシジミという蝶をはじめ、ジャコウアゲハ等の生物が生息しています。また、蛇沼にはメダカがみられます。鳥類では冬季にコハクチョウやオオハクチョウが飛来・越冬します。魚類は一次の淡水魚のフナやオイカワ等のコイ科が主体ですが、最大の特徴は県下で唯一、ボラ等の汽水魚が存在します。

シベリアから飛来したハクチョウ



1. 緑の基本計画とは

(1) 市の概要
2. 館林市の緑を取り巻く状況と課題

3. 基本方針、目標の設定

4. 緑地の保全及び施策の推進のための方針

5. 都市公園等の機能・配置等の検討

6. 緑を守り育てる地区制度

7. 計画の推進に向けて

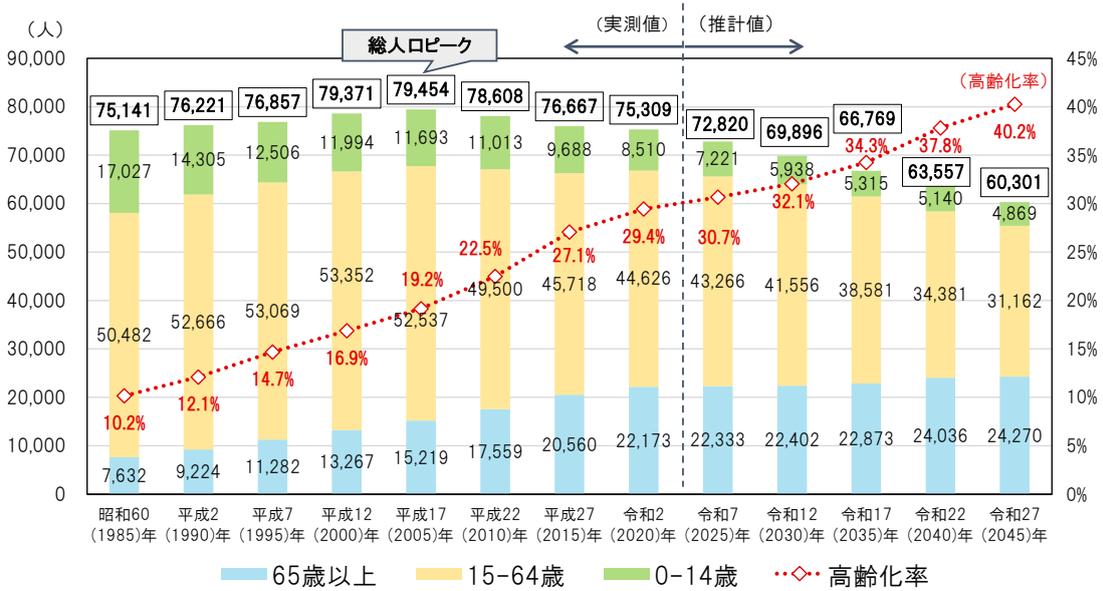
(1) 市の概要

2) 社会的状況

① 人口動態

本市の人口は、昭和 60(1985)年までは大きく増加し、その後も緩やかに増加が続いていましたが、平成 17(2005)年以降は減少に転じています。将来人口推計では、今後も減少傾向が続き、令和 27(2045)年には約 60,000 人となることを見込まれています。

年齢 3 区分別人口及び高齢化率の推移



出典：国勢調査（実績値）、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口令和5年推計（推計値）」

② 都市財政

本市の財政状況は、急速な少子高齢化の進展を背景として、生産年齢人口が減少する一方、民生費（児童、高齢者、障がい者等の福祉に要する費用等）が増加していく状況において、公共施設をはじめ様々な社会資本の老朽化対策、自然災害への備え等の経費が増大し、依然として厳しい状況が続いています。

市の歳入の約 4 割は市税（市民税、固定資産税等）が占めていますが、今後の人口減少等による歳入額の減少が見込まれます。なお、令和 2（2020）年については、新型コロナウイルス感染症に係る経費により、歳入・歳出額ともに大きく増加しています。

(1) 市の概要

1. 緑の基本計画とは

2. 巻く状況と課題を取り

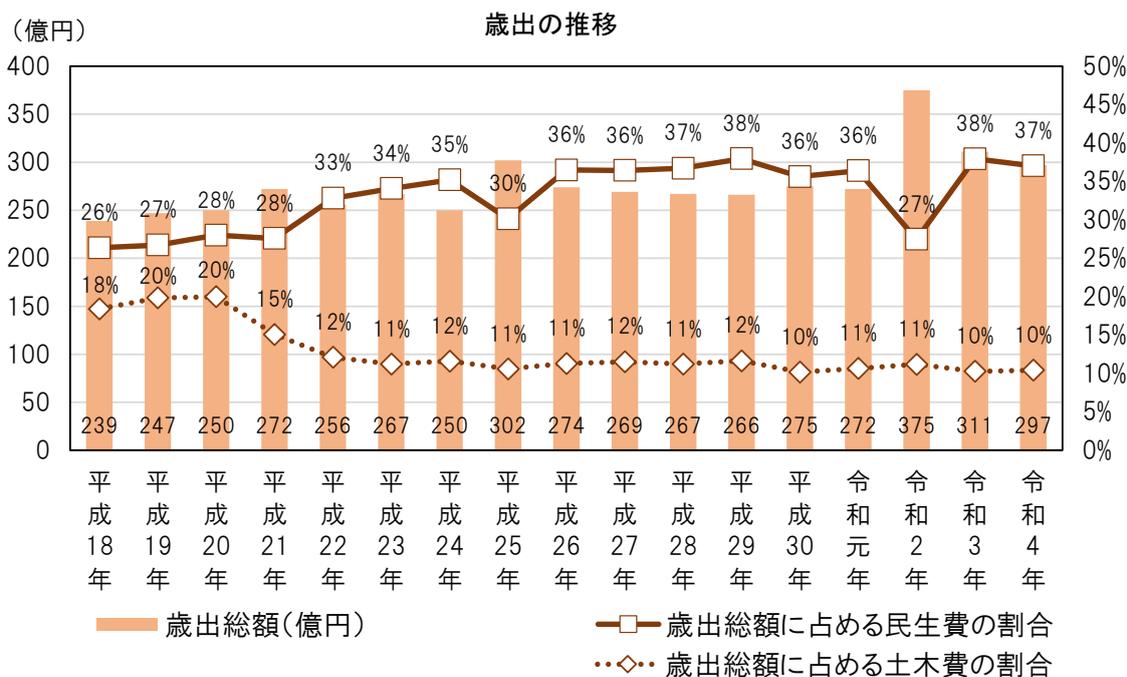
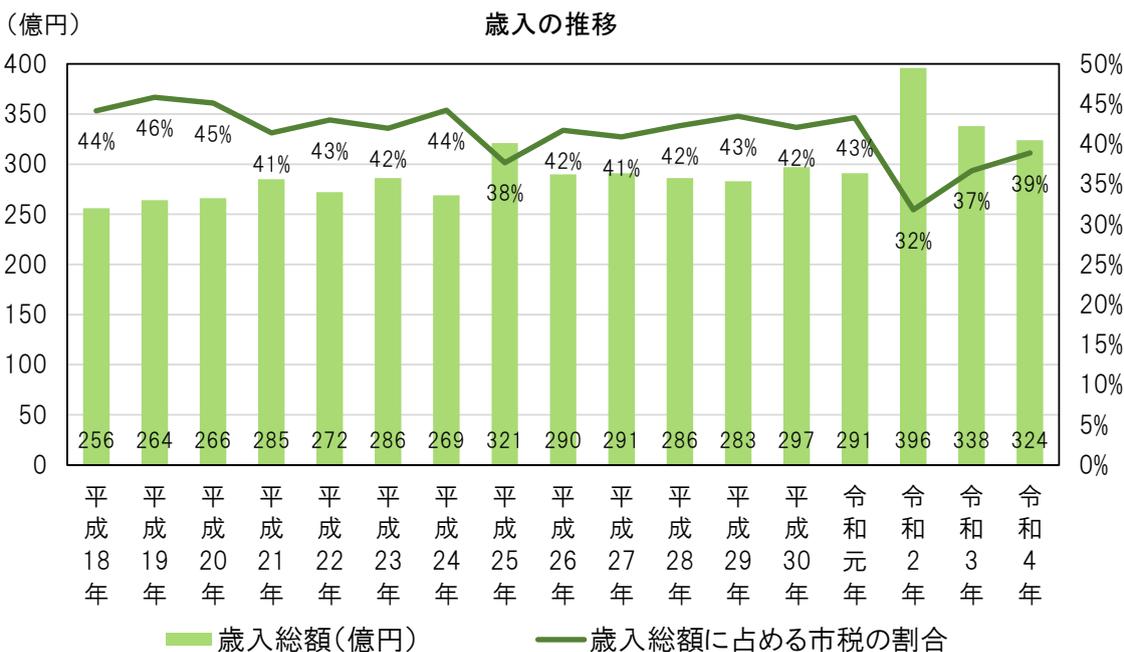
3. 基本方針、目標の

4. 緑地の保全及びの

5. 都市公園等の検討

6. 緑を守り育てる

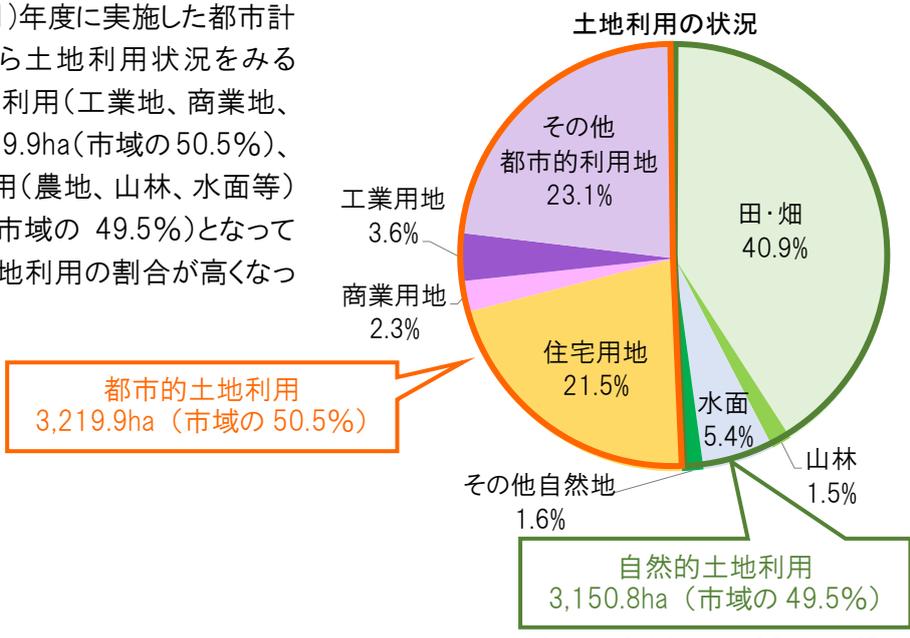
7. 計画の推進に向けて



出典：総務省「市町村決算カード」

③ 土地利用

令和 3(2021)年度に実施した都市計画基礎調査から土地利用状況を見ると、都市的土地利用(工業地、商業地、住宅等)が3,219.9ha(市域の50.5%)、自然的土地利用(農地、山林、水面等)が 3,150.8ha(市域の 49.5%)となっており、自然的土地利用の割合が高くなっています。

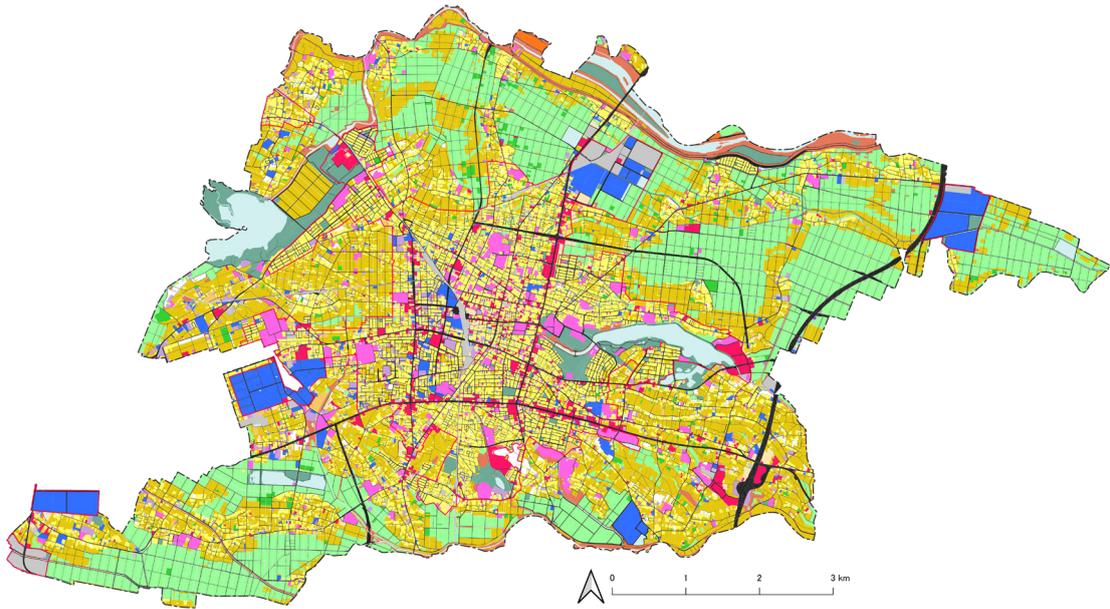


都市的土地利用
3,219.9ha (市域の 50.5%)

自然的土地利用
3,150.8ha (市域の 49.5%)

出典：令和 3 年度 都市計画基礎調査

土地利用現況図



凡例		
[] 行政区境界		
[] 市街化区域		
<自然的土地利用>	<都市的土地利用>	
田	住宅用地	公共用地
畑	商業用地	その他公的施設用地
山林	工業用地	その他の空地(ゴルフ場)
水面	農林漁業施設用地	その他の空地(太陽光発電)
その他自然地	公共施設用地	その他の空地(平面駐車場)
	道路用地	その他の空地(その他)
	交流施設用地	

出典：令和 3 年度 都市計画基礎調査

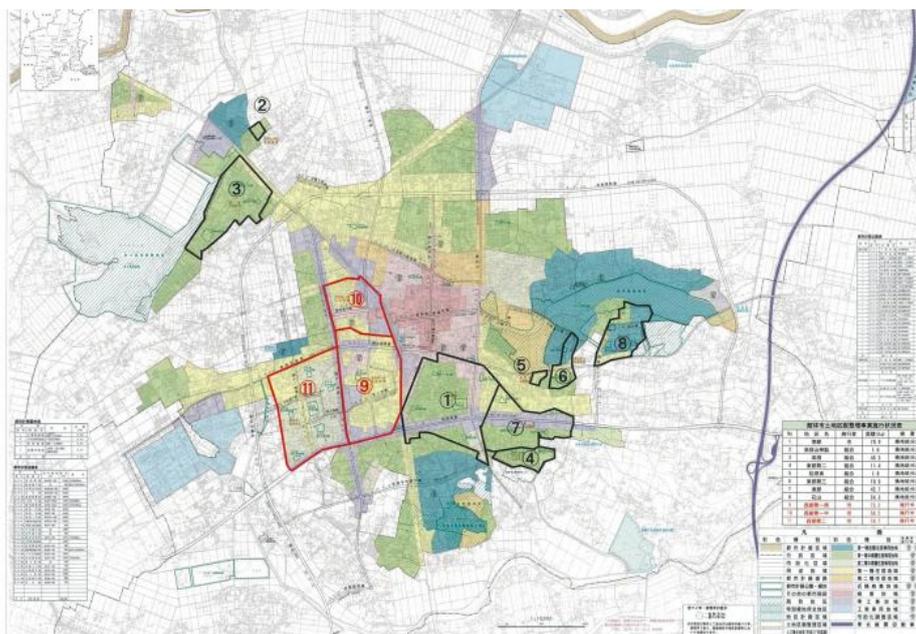
④ 土地区画整理事業

令和 5(2023)年現在、土地区画整理事業は施行済みが 8 地区(施行面積約 215.9ha)、施行中が 3 地区(約 182.1ha)となっており、それぞれの事業において緑地等の確保を図っています。

館林市土地区画整理事業施行状況一覧

番号	地区名	施行者	施行面積(ha)	施行期間(年度)	施行状況
①	南部	市	79.9	昭和 37 年度～昭和 51 年度	施行済
②	高根山神脇	組合	1.6	昭和 54 年度～昭和 55 年度	施行済
③	高根	組合	43.3	昭和 51 年度～昭和 58 年度	施行済
④	東部第二	組合	11.4	昭和 53 年度～昭和 61 年度	施行済
⑤	松原東	組合	1.8	昭和 61 年度～平成元年度	施行済
⑥	東部第三	組合	10.9	昭和 56 年度～平成 5 年度	施行済
⑦	東部	組合	42.7	昭和 48 年度～平成 6 年度	施行済
⑧	花山	組合	24.3	平成 11 年度～平成 23 年度	施行済
⑨	西部第一南	市	73.2	昭和 61 年度～令和 15 年度	施行中
⑩	西部第一中	市	34.2	平成元年度～令和 9 年度	施行中
⑪	西部第二	市	74.7	平成 11 年度～令和 14 年度	施行中

館林市土地区画整理事業位置図



出典：館林市資料

⑤ 防災

本市の地域防災計画では、洪水時の避難所・緊急避難場所が 46 か所指定されており、うち都市公園が 1 か所あります。また、地震時の避難所・緊急避難場所が 70 か所指定されており、うち 18 か所が都市公園です。

そのほか、同計画においてヘリポート適地(ドクターヘリ)として近藤沼公園が指定されているほか、本市の池沼は、災害時に消防水利としての役割の確立を図ることとされています。

1. 緑の基本計画とは

(1) 市の概要

2. 館林市の緑を取り巻く状況と課題

3. 基本方針、目標の設定

4. 緑地の保全及び緑化推進の方針

5. 都市公園等の機能・配置等の検討

6. 緑を守り育てる地区制度

7. 計画の推進に向けて

⑥ 農地

令和 2(2020)年 2 月 1 日現在の経営耕地面積は 1,973ha、経営体数は個人団体合わせて 672 経営体となっています。平成 17(2005)年と比較すると、ここ 15 年で経営耕地面積は約 122ha(約 5.8%)、経営体数は約 572 経営体(約 46.0%)減少しており、経営耕地面積の減少は緩やかであるものの、経営体数は急減しています。

経営耕地面積及び経営体数の推移



出典：農林業センサス

⑦ 景観特性

本市は、池沼や渡良瀬川に代表される水辺、城下町であったことから市内各所に点在する社寺林や里沼周辺に広がる豊かな緑があり、国指定名勝「躑躅ヶ岡」(昭和 9(1934)年指定)を含む「つつじが岡公園」、多々良沼の自然と芸術作品が調和する「彫刻の小径」、歴史的な建築物と新しいまちとの調和等、多様な緑のある景観を見ることが出来ます。

また、桜やつつじ、花菖蒲、花ハス、彼岸花等の色鮮やかな花々が四季折々に彩ります。

つつじが岡公園



⑧ 歴史・文化

本市は、徳川四天王のひとりである榊原康政や、江戸幕府第 5 代将軍徳川綱吉等の居城となった館林城跡、戦国時代の館林城築城時に創建された尾曳稻荷神社といった歴史的遺産があります。また、肥沃な土壌で栽培された麦や川や池沼で獲れる川魚等の食文化があります。

(2) 上位・関連計画の整理

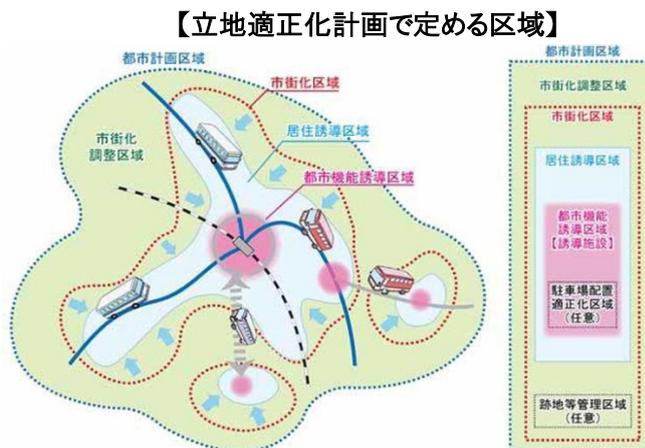
本計画に関連する、上位・関連計画の緑に関する記載について、位置づけを以下に整理します。

▶ 館林市第6次総合計画
<p>【施策目的】 花と緑に囲まれ、憩いと安らぎのあふれた、ガーデンシティと言われるまちになる</p> <p>【施策の方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園の災害時活用の検討 ・公園・緑地の魅力の向上 ・適切な緑の管理 ・市民協働による緑化推進 ・緑地の保全
▶ 館林市都市計画マスタープラン
<p>【基本方針】 自然や歴史、文化と調和した便利で暮らしやすいまちづくり</p> <p>【基本的な考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光や交流拠点の存在効果が高まるよう、拠点を河川や緑道等で結びネットワーク化を図ります。 ・公園の維持管理に加え、事業内容の見直しや新たな事業により安全で楽しめる公園づくりを目指します。 ・公園の質向上に向けた、民間活力の導入について検討します。 ・風致地区等良好な自然環境を適切に管理・保全し、美しい自然景観の維持・継承に努めます。 <p>【将来都市構造図】</p>

- 1. 緑の基本計画とは
- 2. 館林市の緑を取り巻く状況と課題の整理
- 3. 基本方針、目標の設定
- 4. 緑地の保全及び緑化推進の方針
- 5. 都市公園等の機能・配置の検討
- 6. 緑を守り育てる地区制度
- 7. 計画の推進に向けて

▶ 館林市立地適正化計画

- ・コンパクト・プラス・ネットワーク型のまちづくりを推進するための計画です。
- ・公共施設の適正管理や施設の統廃合による再編・集約による維持費削減を図ります。
- ・城沼や多々良沼、茂林寺周辺の自然遺産等を観光・地域づくりに有効活用します。



▶ 館林市まちなかにぎわい再生方針

【関連する方針】居心地の良い公共空間の創出(街路・公園)

- ・まちなかで大きな面積を占める公共空間を最大限に活用し、経済活動の場所、市民が気軽に使える開かれた居心地の良い場所を創出することで、まちなかに人を集め、にぎわいを生みだします。



▶ 第三次館林市環境基本計画

- ・特別緑地保全地区及び湿原面積は維持を目標とします。
- ・市民一人当たりの公園・緑地等面積は現状の 27.91 m²(平成 29(2017)年度末の数値)の維持を目標とします。
- ・二酸化炭素の排出が少ない循環型社会の実現を目指します。

▶ 館林市公園施設長寿命化計画

- ・総合公園、近隣公園等の大・中規模公園の施設から補修、更新の対策を実施します。

▶ 館林市つつじが岡公園再整備基本計画

- ・様々な利用者が長く滞在できる公園を目指します。
- ・公園を訪れる目的となる体験型コンテンツの導入等を図ります。
- ・民間活力により、サイクリングターミナルと未供用公園用地の一体活用を図ります。

▶ 館林市森林整備基本計画

- ・快適な環境保全のための保安林指定や防風林等の保全を推進します。
- ・観光的に魅力ある森林、キャンプ場等施設に伴う森林の整備及び保全を推進します。
- ・生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全します。

(3) 市の緑の現況

1) 緑地の現況

① 施設緑地

「施設緑地」として、都市公園法で規定する「都市公園」、それ以外で国または地方公共団体が一定区域内の土地の所有権を取得し、目的に応じて公開している「公共施設緑地」、民有地のうち公共性の高い市民緑地等の「準公共的施設緑地」、その他民有地で公開している「民間施設緑地」があります。

施設緑地の状況

種類	区分	面積(ha)
施設緑地	都市公園	192.03
	公共施設緑地	42.84
	準公共的施設緑地	0.00
	民間施設緑地	18.73
施設緑地 合計		253.60

(ア) 都市公園

令和 5(2023)年 4 月現在、都市公園は 50 か所(192.03ha)あります。基幹公園では住区基幹公園の街区公園が 36 か所(8.06ha)、近隣公園が 4 か所(6.10ha)、都市基幹公園の総合公園が 3 か所(170.66ha)となっています。その他、特殊公園の風致公園が1か所(6.00ha)、都市緑地が 5 か所(0.52ha)、都市緑道が1か所(0.69ha)となっています。

また、人口1人当たりの都市公園面積は、25.87 m²/人です。都市公園法施行令及び館林市公園条例では、「住民 1 人当たりの都市公園の敷地面積の標準は 10 m²/人」となっており、本市は 2.5 倍の面積を有しています。

都市公園の状況

種類	区分	箇所数等	供用面積	代表的な公園
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	36 か所	大街道公園
		近隣公園	4 か所	中央公園
	合計	40 か所	14.16ha	高根中央公園
都市基幹公園	総合公園	3 か所	170.66ha	つつじが岡公園
	合計	3 か所	170.66ha	
特殊公園	風致公園	1 か所	6.00ha	茂林寺公園
	合計	1 か所	6.00ha	
都市緑地		5 か所	0.52ha	つつじ野緑地
都市緑道		1 か所	0.69ha	近藤川緑道
都市公園計		50 か所	192.03ha	
人口1人当たりの都市公園面積 (令和 5 年 4 月 1 日現在)		【人口※】 74,234 人	【1 人当たり】 25.87 m ² /人	

※住民基本台帳（令和 5 年 4 月 1 日現在）の総人口

出典：令和 5 年 4 月 1 日公園緑地等の現況 都市建設部 緑のまち推進課

1. 緑の基本計画とは

2. 館林市の緑を取り巻く状況と課題

3. 基本方針、目標の設定

4. 緑地の保全及び緑化推進の方針

5. 都市公園等の機能・配置の検討

6. 緑を守り育てる地区制度

7. 計画の推進に向けて

1. 緑の基本計画とは

2. 館林市の緑を取り巻く状況と課題

3. 基本方針、目標の設定

4. 緑地の保全及び緑化推進のための施策の方針

5. 都市公園等の機能・配置の検討

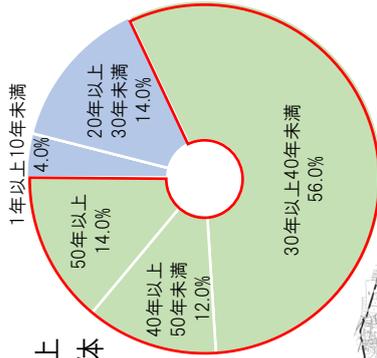
6. 地区制度 緑を守り育てる

7. 計画の推進に向けて

- 2(1)
- 2(2)
- 2(3)
- 2(4)
- 2(5)
- 2(6)

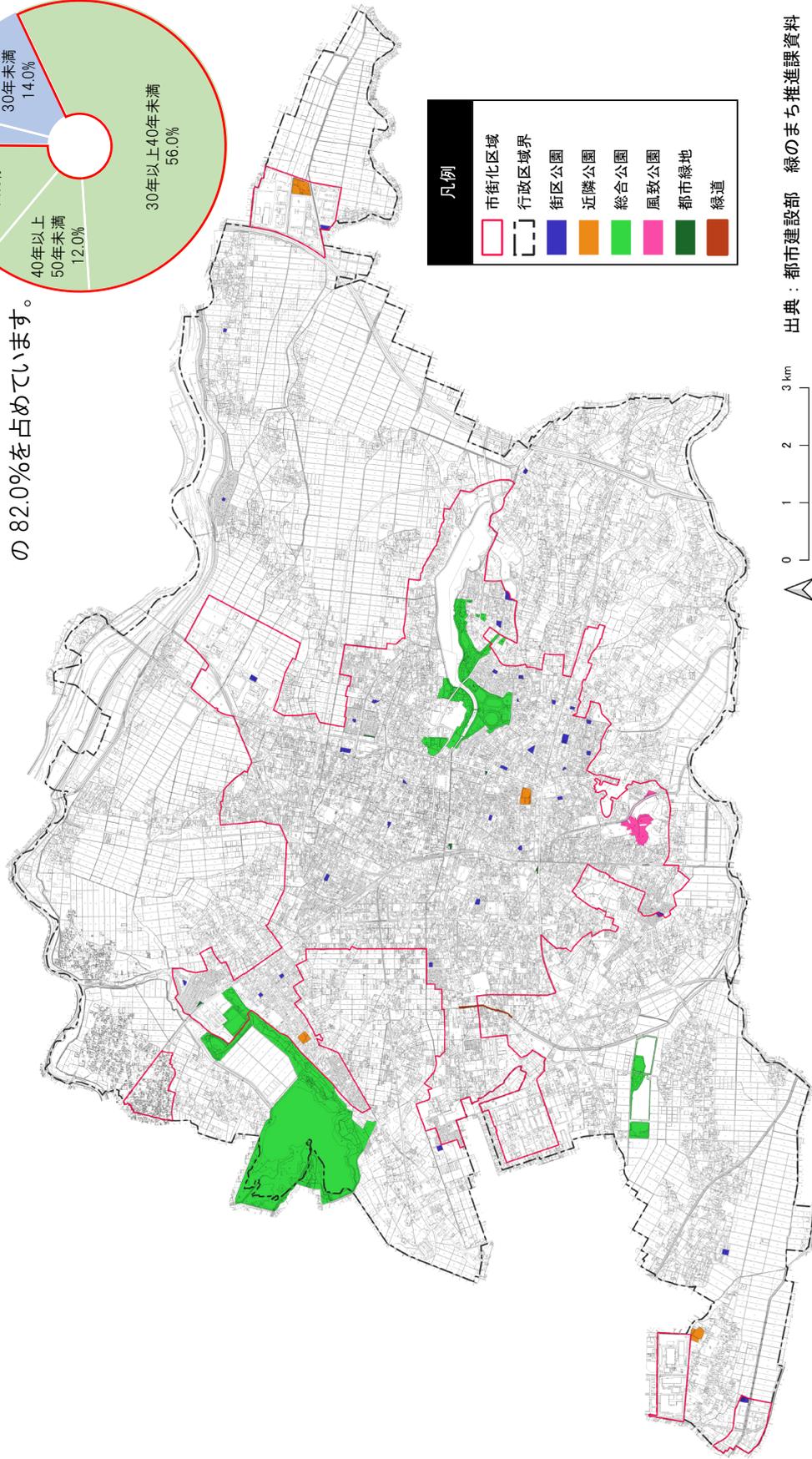
(3) 緑の現況

都市公園の供用開始からの経過年数



供用開始から30年以上が経過した都市公園が全体の82.0%を占めています。

都市公園の種類分布図



出典：都市建設部 緑のまち推進課資料



(イ) 公共施設緑地

令和 5(2023)年 4 月現在、公園 4 か所(5.42ha)、緑地 38 か所(2.48ha)、緑道 8 か所(2.14ha)、運動広場 17 か所(6.49ha)、ちびっ子広場 32 か所(1.29ha)、憩いの広場 17 か所(0.59ha)、グリーンバンク 2 か所(0.37ha)、公立学校(小・中・高校)19 か所(24.06ha)が公共施設緑地となっています。

都市公園に都市公園以外の公園等(公共施設緑地から公立学校を除いたもの)を加えた人口 1 人当たりの「都市公園+都市公園以外の公園等の面積」は 28.40 m²/人です。

公共施設緑地の状況

種類	区分	箇所数	供用面積(ha)
都市公園 以外の公園等	公園	4	5.42
	緑地	38	2.48
	緑道	8	2.14
	運動広場	17	6.49
	ちびっ子広場	32	1.29
	憩いの広場	17	0.59
	グリーンバンク	2	0.37
	合計	118	18.78
	公立学校(小・中・高校) ^{※1}	19	24.06
	公共施設緑地計	137	42.84

区分	箇所数等	供用面積
都市公園	50 か所	192.03ha
都市公園以外の公園等(公共施設緑地から公立学校を除いたもの)	118 か所	18.78ha
都市公園+都市公園以外の公園等	168 か所	210.81ha
人口 1 人当たりの都市公園+都市公園以外の公園等の面積	【人口 ^{※2} 】 74,234 人	【1 人当たり】 28.40 m ² /人

※1 公立学校は GIS にて緑地部分を図上求積

※2 住民基本台帳(令和 5 年 4 月 1 日現在)の総人口

出典: 令和 5 年 4 月 1 日公園緑地等の現況 都市建設部 緑のまち推進課

また、道路の沿道では、植栽帯が設けられ、街路樹等による緑化が行われています。

1. 緑の基本計画とは

(3) 市の緑の現況
2. 緑の状況と課題を取り

3. 基本方針、目標の

4. 緑地の保全及び緑化の推進の方針

5. 都市公園等の配置等の検討

6. 緑を守り育てる

7. 計画の推進に向けて

1. 緑の基本計画とは

2. 館林市の緑を取り巻く状況と課題

3. 基本方針、目標の設定

4. 緑地の保全及び緑化推進のための施策の方針

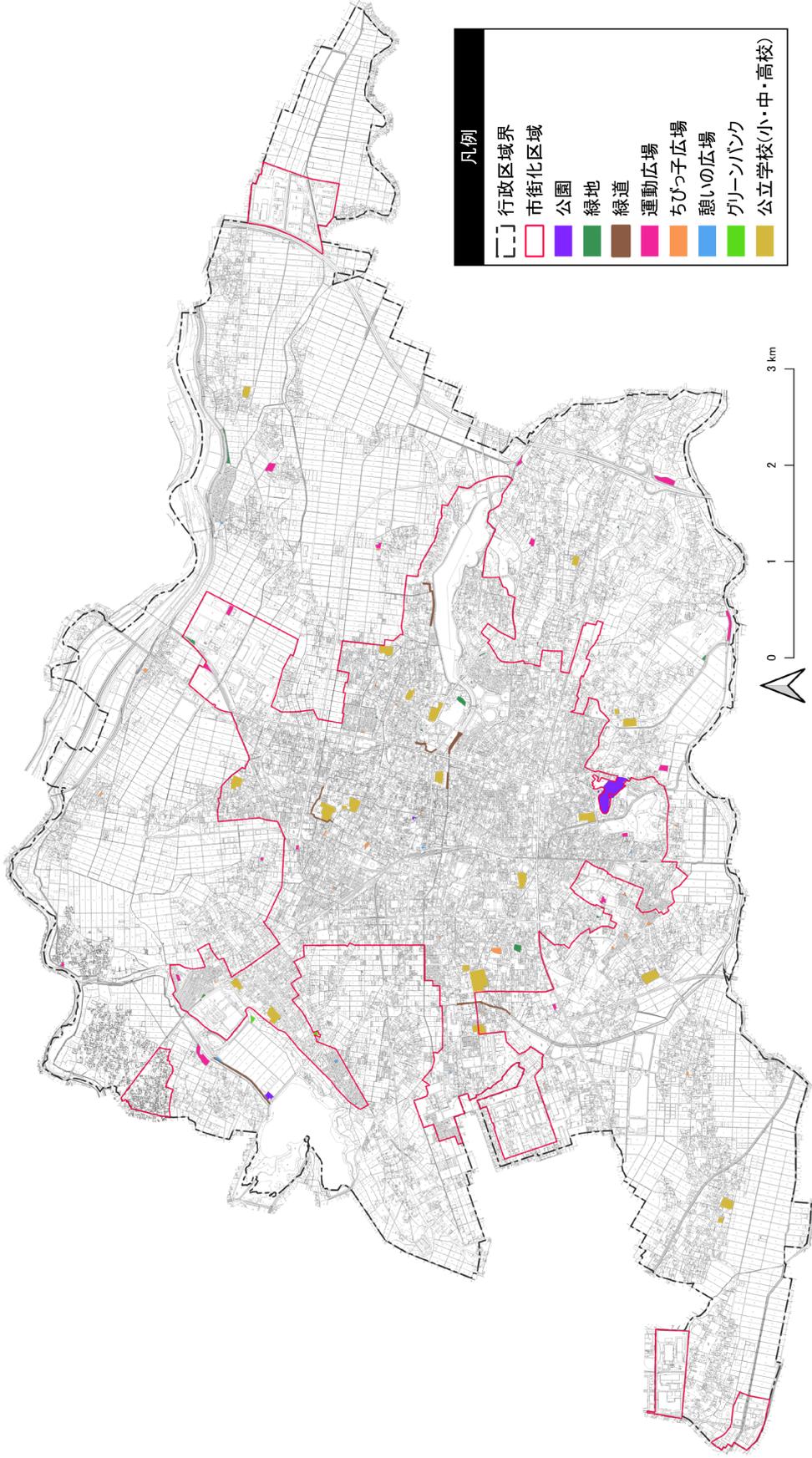
5. 都市公園等の機能・配置の検討

6. 緑を守り育てる地区制度

7. 計画の推進に向けて

(3) 市の緑の現況

公共施設緑地分布図



出典：令和3年度 都市計画基礎調査、都市建設部 緑のまち推進課資料

(ウ) 民間施設緑地

民間施設緑地として、市民農園や、公開している教育施設(私立)、社寺境内地、民間の屋上緑化空間等が挙げられます。令和 5(2023)年 3 月現在、本市では民間施設緑地として、教育施設(私立)が1か所(4.12ha)、社寺境内地が 20 か所(9.11ha)、ゴルフ場が 1 か所(5.50ha)該当します。

民間施設緑地の状況

種類	区分	箇所数	供用面積(ha)
民間施設緑地	教育施設(私立)	1	4.12
	社寺境内地	20	9.11
	ゴルフ場	1	5.50
計		22	18.73

※GISにて緑地部分を図上求積

② 地域制緑地

地域制緑地とは、河川区域や風致地区、農業振興地域農用地区域等の「法の指定を受けているもの」、「協定により指定されるもの」、「条例により指定されているもの」の 3 種に分けられています。

一定の土地の区域を指定し、その土地利用を規制することで良好な自然的環境等の保全を図ることを目的としているものです。

地域制緑地の状況

種類	区分	面積(ha)
地域制緑地	生産緑地	—
	河川区域	232.26
	自然公園	—
	風致地区	279.71
	特別緑地保全地区	12.00
	農業振興地域農用地区域	2,110.82
	地域森林計画対象民有林	30.00
	保安林	22.00
	保存樹林	11.80
合計	2,698.59	
	地域制緑地間の重複	161.77
	地域制緑地 合計(重複を除く)	2,536.82

出典：たてばやしの都市計画・資料編（令和 4 年 4 月 1 日更新版）、館林市統計書（令和 4 年版）、館林市森林整備計画（令和 4 年 4 月）、館林市保存樹木等指定一覧台帳（令和 5 年 3 月）

(ア) 河川区域

河川区域とは、一級河川・二級河川の堤防右岸の法尻から左岸の法尻までをいい、本市の河川区域は 249.10ha となっています。※GISにて河川、河川敷に該当する部分を図上求積

1. 緑の基本計画とは

(3) 市の緑の現況

2. 館林市の緑を取り巻く状況と課題

3. 基本方針、目標の設定

4. 緑地の保全及び緑化推進の方針

5. 都市公園等の機能・配置等の検討

6. 地区制度を守り育てる

7. 計画の推進に向けて

(3) 市の緑の現況

(イ) 風致地区

都市における良好な自然的景観を形成している土地の維持・保全を目的に、城沼・茂林寺・多々良沼の3か所を指定しています。また、風致地区内において、建築物の建築、宅地造成、木竹の伐採等の行為をする場合は許可が必要です。

城沼風致地区は歴史的、自然環境と観光要素が溶け合う区域で、茂林寺風致地区は市民の憩いの場と周辺湿原等からなる自然区域、多々良沼風致地区はアカマツ林を含んだ自然区域となっています。

市内の風致地区

名称	決定年月日	面積(ha)
城沼風致地区	昭和33年9月4日(当初) 平成22年9月21日(変更)	122.36
茂林寺風致地区	昭和33年9月4日	33.84
多々良沼風致地区	昭和33年9月4日(当初) 昭和40年1月14日(変更)	123.51

出典：たてばやしの都市計画・資料編（令和4年4月1日更新版）

(ウ) 特別緑地保全地区

本市では、茂林寺地区を特別緑地保全地区として指定しています。

市内の特別緑地保全地区

名称	決定年月日	面積(ha)
茂林寺特別緑地保全地区	昭和51年8月17日	12.00

出典：たてばやしの都市計画・資料編（令和4年4月1日更新版）

(エ) 農業振興地域及び農用地区域

農業振興地域とは、市が将来的に農業上の利用を確保すべき土地として指定した区域で、そのうち農用地区域とは、おおむね10年以上にわたり、農業上の利用を確保すべき土地として設定した区域です。

館林市統計書(令和4(2022)年版)によると、本市の農業振興地域は4,401haであり、おおむね市街化調整区域の範囲と一致しており、そのうち農用地区域は約2,111haとなっています。

(オ) 地域森林計画対象民有林・保安林

館林市森林整備計画(令和4(2022)年4月)では、30haが地域森林計画対象民有林に指定されており、そのうち22haが保安林に指定されています。

館林市森林整備計画は、群馬県が策定する地域森林計画(利根下流地域森林計画)に適合した、市が5年ごとに策定する10か年計画です。

(カ) 保存樹木・保存樹林・保存生垣

令和5(2023)年3月現在、本市では保存樹木が102本、保存樹林が32件(面積約11.8ha)、保存生垣が67件(実測延長約2,500m)指定されています。

③ 緑地面積

施設緑地と地域制緑地を合わせた、緑地の総面積(施設緑地と地域制緑地の合計から重複分を除いた面積)は、2,649.60haとなっています。

緑地現況量の内訳

区分		面積(ha)	
緑地	施設緑地	都市公園	192.03
		公共施設緑地	42.84
		民間施設緑地	18.73
	施設緑地合計		253.60
	地域制緑地		2,536.82
合計		2,790.42	
施設緑地と地域制緑地の重複		140.82	
緑地合計(施設緑地と地域制緑地の重複を除く)		2,649.60	
館林市面積		6,097.00	
緑地面積割合		43.46%	

- 1. 緑の基本計画とは
- 2. 館林市の緑を取り巻く状況と課題
- 3. 基本方針、目標の設定
- 4. 緑地の保全及び緑化推進の方針
- 5. 都市公園等の機能・配置等の検討
- 6. 緑を守り育てる地区制度
- 7. 計画の推進に向けて

(3) 市の緑の現況

1. 緑の基本計画とは

2. 館林市の緑を取り巻く状況と課題

3. 基本方針、目標の設定

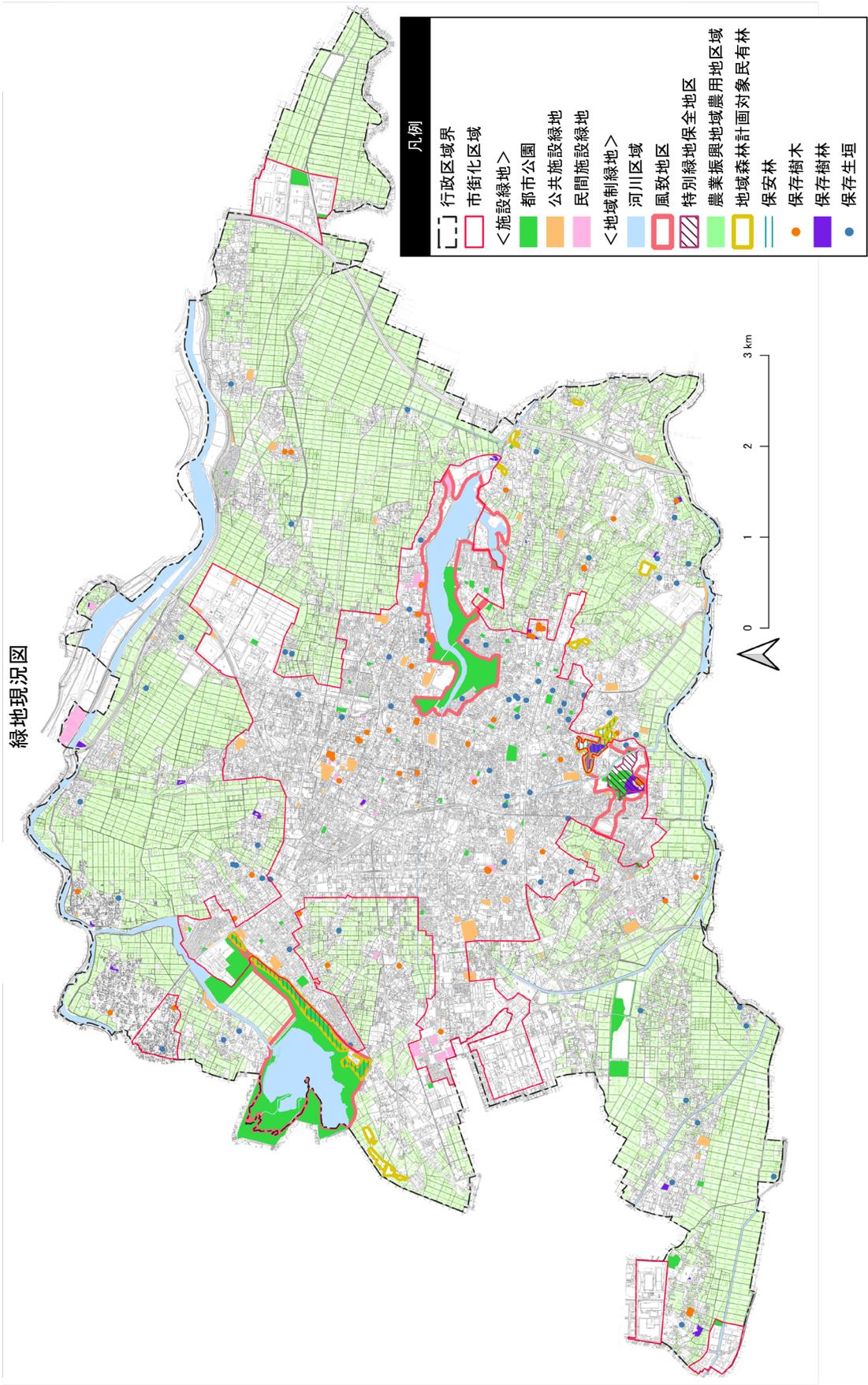
4. 緑地の保全及び施策の方針

5. 都市公園等の機能・配置の検討

6. 緑を守り育てる地区制度

7. 計画の推進に向けて

(3) 市の緑の現況



出典：令和3年度 都市計画基礎調査、都市建設部 緑のまち推進課資料

2) 緑に関する事業

本市がこれまでに実施してきた緑に関する事業は以下のとおりです。

<p>① 苗木・記念樹交付事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 秋に開催する緑化フェスティバルでの緑の募金等を活用した苗木の配布 ・ 前年に出生した子どもへの誕生記念樹の配布 	<p>誕生記念樹の配布</p> 
<p>② まちの緑化のお手伝い～緑化事業補助金～</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般家庭や事業所等に樹木を植栽した方に、補助金の交付 ・ 民有地への樹木の植栽に係る費用のうち、事業費の4分の1以内の補助(最高限度額5万円) ・ 長さが10m以上の生垣について、1mあたり2,000円以内の補助(最高限度額5万円) 	
<p>③ 緑のリサイクル“グリーンバンク”</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般家庭で不要となった樹木を無料で市に寄附いただき、無料で希望する人に交付 ・ 市内樹木の剪定枝を薪として交付 ・ 花と緑の体験講座の開催 	<p>グリーンバンクの薪</p> 
<p>④ たてばやしオープンガーデン事業</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 花と緑の豊かなまちづくりを目指し、一般家庭の庭を庭主の善意により公開 ・ 令和4(2022)年度は14軒、令和5(2023)年度は12軒の庭を公開 	
<p>⑤ 緑化ポスターコンクール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内の小学4～6年生を対象に募集 ・ 入賞作品を展示し、子ども達に緑の大切さへの意識高揚を図る 	<p>入賞作品展示のようす</p> 
<p>⑥ ぐんま緑の県民基金事業</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 基金を活用し、さまざまな事業を実施 <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設等の桜への薬剤の樹幹注入等によるクビアカツヤカミキリ撲滅事業 ○ 森林セラピーと自然観察会、木のぼり体験、保安林での植樹体験等の緑化啓発事業 	<p>木のぼり体験</p> 

1. 緑の基本計画とは

2. 館林市の緑を取り巻く状況と課題

3. 基本方針、目標の設定

4. 緑地の保全及び緑化推進の方針

5. 都市公園等の機能・配置等の検討

6. 緑を守り育てる地区制度

7. 計画の推進に向けて

(3) 市の緑の現況

<p>⑦ 花ねっと事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 花と緑の館林づくり協議会により、地域の花壇の維持管理等の花と緑に関する活動を行う団体に対して支援するもの ・ 対象団体は行政区やボランティア組織等 10 名以上で構成された団体 ・ 毎年、春期に開催される「花と緑のフェスティバル」の期間中の花の手入れと、花壇等への活動場所に「花と緑のフェスティバル」の PR 看板の設置を条件とする ・ 令和 5(2023)年度時点では 17 団体が登録されている 	<p>花ねっとの活動のようす</p> 
<p>⑧ つつじまつり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年 4 月上旬から 5 月上旬のつつじの開花に合わせて、つつじが岡公園で開催される、本市最大のまつり ・ 開催期間中は、様々なイベントが開催される 	
<p>⑨ 花と緑のフェスティバル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 花と緑の館林づくり協議会主催の花と緑豊かなまちづくりを推進する催し ・ 市民協働による飾花を行い、市民や本市を訪れた方々に、花と緑の大切さを再認識していただく ・ 飾花期間は 4 月から 1 か月ほどで、館林駅周辺～つつじが岡公園等に飾花する ・ イベント内容はスタンプラリーや、花や木の実等を使った体験教室、花や緑に関する出店、寄せ植え展示会等 ・ 企業・団体にも協賛をお願いしている 	<p>花と緑のフェスティバルでの寄せ植え展示会</p> 
<p>⑩ 多々良沼・城沼自然再生協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多々良沼、城沼及びその流域の豊かな自然の保全・再生と維持管理の仕組み作りを図るため、公募による地域住民及び団体、学識経験者、行政(群馬県、館林市、邑楽町)、関係機関等の参画により平成 22(2010)年 4 月に設立 ・ 多々良沼・城沼及びその流域の自然再生の推進に必要な事項の協議を行う ・ 令和 3(2021)年度は、水質浄化への取組みや植物・魚類のモニタリング調査を実施 ・ 令和 4(2022)年度は、水質浄化への取組みや植物モニタリング調査、魚類紹介冊子作成(多々良沼と城沼に生息する魚たち 令和 5(2023)年 6 月発行)、多々良沼バーチャル映像作り、外来種(ニワウルシ等)伐木業務を実施 	
<p>⑪ 緑化指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「館林市緑の保護及び緑化推進条例施行規則」に基づき、工場設置者等に対し工場等用地の緑化推進に関する指導を実施 	
<p>⑫ その他ボランティア、市民活動</p> <p><緑化ボランティア></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 2(2020)年 4 月から市民協働による花と緑豊かなまちづくりを目指し、地域の緑化意識を高めるため、緑化推進のリーダーとして活動をしているボランティア <p><市民活動団体></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8 団体が、市内の公園や花壇等を対象に、除草作業やゴミ拾い、トイレ清掃等の活動を行っている 	

(4) 緑に関する市民の意識

本計画の策定を進めるにあたり、本市の緑や公園に関してどのように感じているかを把握するため、市民アンケート調査と小学生アンケート調査を実施しました。

ここでは、アンケート項目のうち、本市の緑に関する市民の考え方や意見について記載しています。

(4) 緑に関する市民の意識

1. 緑の基本計画とは

2. 館林市の緑を取り巻く状況と課題

3. 基本方針、目標の設定

4. 緑地の保全及び緑化推進の方針

5. 都市公園等の機能・配置等の検討

6. 緑を守り育てる地区制度

7. 計画の推進に向けて

1) 市民アンケート調査

【実施概要】

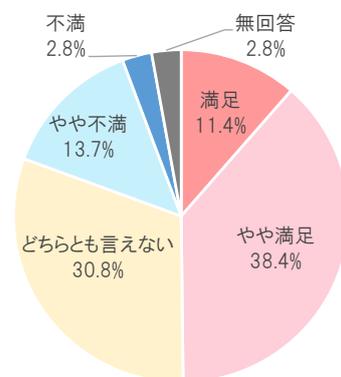
調査名：「緑」についてのアンケート調査
 調査対象：無作為抽出した、館林市在住の16歳以上80歳未満の市民1,500人
 調査方法：回答者に調査票を直接郵送し、記入後郵送により回収
 調査期間：令和4(2022)年12月1日から12月16日まで
 回答数：562通/1,500通(回収率 37.5%)

【調査結果（抜粋）】

◆ 緑の満足度について

問3 あなたは、お住まいの地区の緑について「満足」していますか。

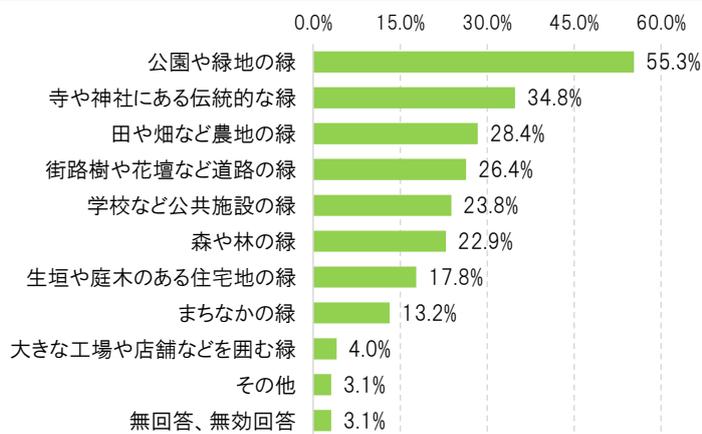
回答者の約半数が、「満足」、「やや満足」と回答しており、緑の総合的な満足度は高くなっています。
 「不満」、「やや不満」と回答した人は、約16%と低くなっています。



◆ 豊かだと感じる緑について

問4 あなたが考える「お住まいの地域で特に豊かだと感じる緑」をお答えください。

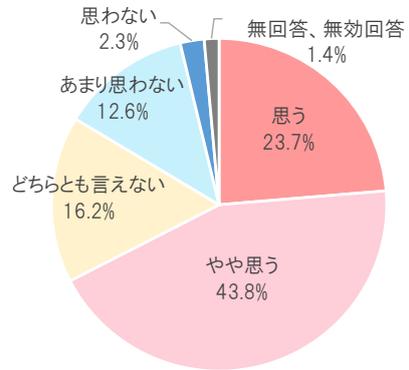
「公園や緑地の緑」は55.3%と最も高く、次いで「寺や神社にある伝統的な緑」が34.8%と高くなっています。



◆ 市の緑の豊かさについて

問 5 市全体を考えた場合、緑が豊かな市だと思いますか。

「思う」又は「やや思う」を回答した人の合計は 67.5%となっており、「あまり思わない」、「思わない」は 14.9%と、2 割未満となっています。



◆ 特に好きな緑・大切にしたい緑の場所について

問 6 あなたが市内で特に好きな緑・大切にしたい緑の場所を教えてください。

回答者のうち 40.0%が「つつじが岡公園・花山公園」の緑を特に好き、大切に考えており、次いで「多々良沼(公園含む)・松林・彫刻」が 33.5%となっています。

分類(周辺を含む)	回答数	割合
つつじが岡公園・花山公園	184	40.0%
多々良沼(公園含む)・松林・彫刻	154	33.5%
その他	125	27.2%
城沼・城沼近辺	61	13.3%
近藤沼	59	12.8%
茂林寺・茂林寺沼	56	12.2%
中央公園	54	11.7%
群馬県立館林美術館	39	8.5%
城沼運動公園・運動公園	30	6.5%
市役所	28	6.1%
尾曳稻荷神社	28	6.1%

※回答数順にそのを除く上位 10 件を示している。

2) 小学生アンケート調査

【実施概要】

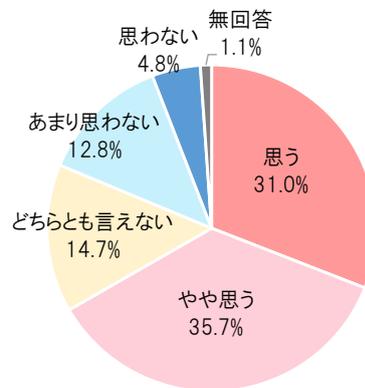
調査名：「緑」についてのアンケート調査～小学5年生～
 調査対象：市内の公立小学校(全11校)の5年生
 調査方法：各小学校の協力を得て、対象の5年生に学校で直接配布・回収
 調査期間：令和4(2022)年11月24日から12月16日まで
 回答数：546通/575通(回収率95.0%)

【調査結果(抜粋)】

◆ 地域の緑が多いかについて

問3 自分が住む地域は緑が多いと思いますか。

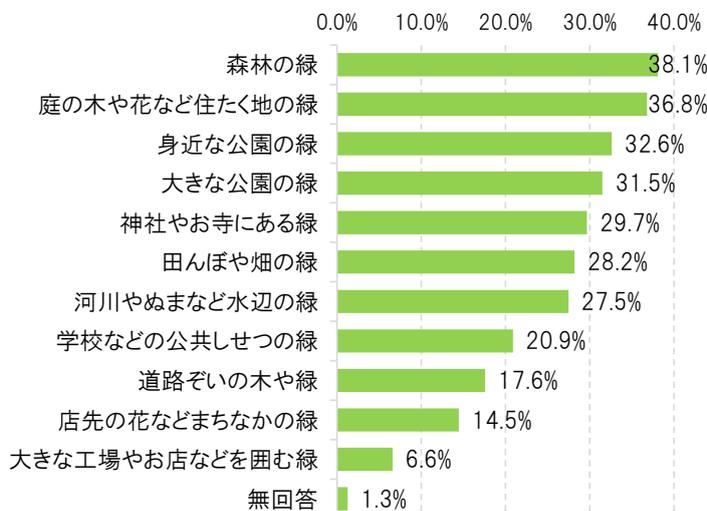
自分が住む地域は緑が多いと「思う」が31.0%、「やや思う」が35.7%で、約7割が自分の住む地域は緑が多いと感じています。
 一方、「あまり思わない」、「思わない」と約2割の児童が感じています。



◆ 好きな緑について

問4 自分が住む地域であなたが特に好きな緑はどれですか。

突出している選択肢はみられず、緑に対する好みは分散していることが分かります。その中でも「森林の緑」は38.1%と最も高く、次いで「庭の木や花など住たく地の緑」が36.8%と高くなっています。一方、「大きな工場やお店などを囲む緑」が好きと回答した割合は6.6%と最も低くなっています。



(4) 緑に関する市民の意識

1. 緑の基本計画とは

2. 館林市の緑を取り巻く状況と課題

3. 基本方針、目標の設定

4. 緑地の保全及び緑化推進の方針

5. 都市公園等の機能・配置等の検討

6. 緑を守り育てる地区制度

7. 計画の推進に向けて

(4) 緑に関する市民の意識

3) 緑に関する市民の意識調査まとめ

市民アンケート調査と小学生アンケート調査の結果について、公園のもつ主な機能である「環境保全機能」、「レクリエーション機能」、「防災機能」、「景観形成機能」の視点から整理します。

機能	調査結果
環境保全	<p>【市民アンケート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域の緑の総合的な満足度」は高くなっており、「公園や緑地の緑」、「寺や神社にある伝統的な緑」を豊かな緑と感じています。一方、「まちなかの緑」や「生垣や庭木のある住宅地の緑」は豊かな緑と感じている人が少なくなっています。 ・市として守り育てたい緑として「公園や緑地の緑」、「街路樹や花壇等の道路の緑」が挙げられています。 <p>【小学生アンケート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分が住む地域は緑が多いと考える児童が約 7 割となっています。 ・小学生が好きな緑は「森林の緑」、「庭の木や花など住たく地の緑」が挙げられています。
レクリエーション	<p>【市民アンケート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園の利用頻度は月に 1 回以上利用する人が約 5 割となっています。 ・よく行く公園として「つつじが岡公園」と「多々良沼公園」を多くの人が回答しています。 ・公園の利用目的は、「園内を散歩する(犬の散歩を含む)」が最も多く、公園によっては「遊具を中心に子どもや孫と遊ぶ」が多くなっています。 ・公園・広場に欲しい施設として飲食関連やトイレ・休憩設備、イベント等が出来る娯楽設備が多く挙げられています。 ・公園の利用頻度向上のためには、「管理がされており綺麗」や「綺麗なトイレ」が多く挙げられています。 ・公園の整理・再編に対し肯定的な回答は約 5 割、否定的な回答は約 2 割です。 <p>【小学生アンケート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園の利用頻度は週に 1～2 回以上が約 3 割となっています。 ・公園の利用目的として、「持ってきたボール等を使って遊ぶ」、「ブランコ等の遊具で遊ぶ」が多くなっています。
防災	<p>【市民アンケート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑に対し「雨水流出の調整や洪水の予防」、「災害時の避難場所」といった機能を普段から感じている人は少ない現状があります。 ・緑に対し「雨水流出の調整や洪水の予防」といった機能を期待している回答が多く挙げられています。 ・公園の利用頻度向上のためには、「防犯上の対策がとられている」と回答する人が一定数います。
景観形成	<p>【市民アンケート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑に対し「安らぎを与える休息や憩いの場」や「季節の変化の実感」といった機能を普段から感じている人が約 5 割います。 ・緑に関する取組として「ベランダや庭で植物を育てている」と 7 割以上が回答しています。また、「苗木や種等の無料配布」を市からの支援として要望している人が多くなっています。 ・公園の利用目的として「緑や水辺の風景を見て安らぐ」と回答する人が一定数います。特に尾曳神社と茂林寺沼公園ではその割合が高くなっています。

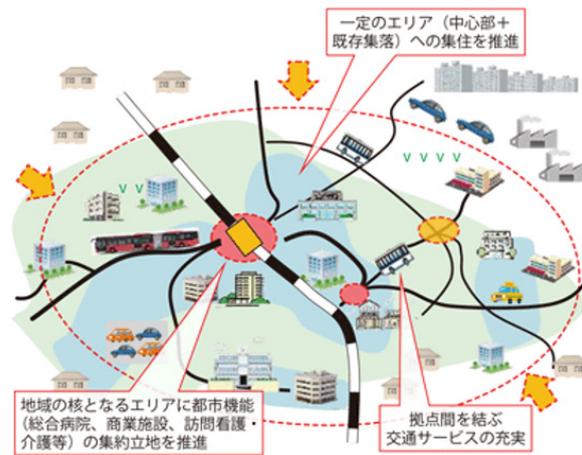
(5) 緑に関する近年の社会情勢

1) コンパクト・プラス・ネットワーク型のまちづくりの推進

コンパクト・プラス・ネットワークとは、「国土のグランドデザイン 2050(平成 26(2014)年国土交通省)」で示されたもので、地域の活力維持とともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるように地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを目指す方針のことです。

本市でも、人口減少・少子高齢化社会の進行に備えつつ、まちなかの拠点性を高めるために、立地適正化計画を策定し、コンパクト・プラス・ネットワーク型のまちづくりを進めています。その取組として、公共施設の適正管理や施設の統廃合による再編・集約があり、緑に関しては、特に公園における適正な管理や機能集約等が求められます。

コンパクト・プラス・ネットワークのイメージ



出典：国土交通省

2) 持続可能な開発目標(SDGs)の推進

平成 27(2015)年 9 月にニューヨーク国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。21 世紀の世界が抱える包括的な課題に喫緊に取り組むための画期的な合意です。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、17 のゴール(目標)と 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられ、行政のみならず民間企業においても目標達成に向けた取組が求められています。

SDGs は、1 つの行動が複数の側面での利益を生み出す多様な便益を目指すという特徴を持ち、環境や気候変動への対策が、ライフスタイル、経済・社会的課題等の同時解決に資する効果があると考えられています。緑の多様な機能を保全することは、SDGs が掲げる目標達成への貢献にもつながります。

SDGs 全 17 の目標(ゴール)のロゴ



出典：国際連合広報センターHP

- 1. 緑の基本計画とは
- 2. 緑林市の緑を取り巻く状況と課題
- (5) 緑に関する近年の社会情勢
- 3. 基本方針、目標の設定
- 4. 緑地の保全及び緑化推進の方針
- 5. 都市公園等の機能・配置等の検討
- 6. 緑を守り育てる地区制度
- 7. 計画の推進に向けて

3) グリーンインフラの活用

グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組です。CO₂ 吸収源対策、自然災害の頻発・激甚化への対応、健康でゆとりある生活空間の形成、SDGs に沿った環境と経済の好循環に資するまちづくり等、多面的な地域課題の解決を図る観点からグリーンインフラの推進が期待されています。

緑が有する多様な機能を賢く利用するグリーンインフラを通じ、次世代を見据えた効果的・効率的な社会資本整備や土地利用、ひいては持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めることが、求められています。

グリーンインフラがもたらす効果の一例

<p style="background-color: #e6b89c; padding: 5px;">グリーンインフラでつなぐ</p>  <p style="text-align: center;">地域住民によって本市の公園の維持管理が行われている</p>	<p style="background-color: #90ee90; padding: 5px;">グリーンインフラで憩う</p>  <p style="text-align: center;">本市の貴重な自然は安らぎ空間として利用されている</p>
--	---

また、公園については「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会 最終とりまとめ(平成 28(2016)年 国土交通省)」を受け、グリーンインフラに関連して、以下のとおり示されています。

持続可能な都市を支えるグリーンインフラとなる公園

＜公園のもつグリーンインフラとしての機能＞

- ・緑の蒸発散効果等によるヒートアイランド現象の緩和
- ・雨水貯留浸透、火災の延焼防止
- ・公園を通し地域の歴史・文化を守ることによる地域アイデンティティの醸成 等

- ▶ 公園をグリーンインフラとして積極的に活用し、多様な都市課題の解決に貢献することが求められています。
- ▶ さらには、公園をグリーンインフラとして活用する取組が進むことにより、地域の歴史や文化を見直し、守り育てる意欲を高める契機となるものとして、期待されています。

4) 都市緑地法及び都市公園法の一部改正

公園、緑地等のオープンスペースは、良好な景観や環境、にぎわいの創出等の役割を担うほか、災害時の避難地としての役割も担っています。また、都市内の農地も、近年、住民が身近に自然に親しめる空間として評価が高まっています。このように、様々な役割を担っている都市の緑空間を、民間の知恵や活力をできる限り生かしながら保全・活用していくため、平成 29(2017)年に都市緑地法及び都市公園法の一部改正が行われました。

都市緑地法

■主な改正内容

- ・緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)制度の拡充
- ・緑の基本計画の記載事項の追加

＜緑の基本計画に関する拡充された事項＞

- ・都市公園の管理の方針に関する事項の記載
- ・生産緑地地区内の緑地(農地を含む)の保全に関する事項の記載

都市公園法

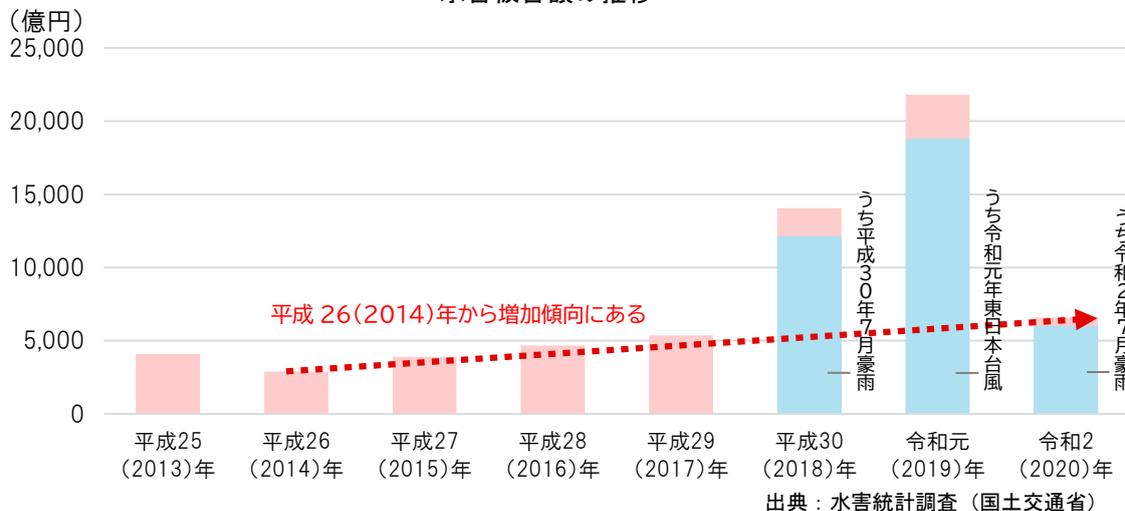
■主な改正内容

- ・公募設置管理制度(Park-PFI)の創設
- ・公園の活性化に関する協議会の設置
- ・都市公園の維持修繕基準の法令化

5) 激甚化・頻発化する豪雨災害への対応

近年、我が国では豪雨災害が激甚化・頻発化し、各地で甚大な被害が発生しています。例えば、令和元(2019)年の水害被害額は、全国で約 2 兆 1,800 億円となり、1 年間の津波以外の水害被害額が統計開始以来最大となっています。また、水害被害額は、平成 26(2014)年から増加傾向にあります。緑地は、雨水浸透や遊水地等の機能を有することから、水害リスク低減への寄与が期待されています。

水害被害額の推移



(5) 緑に関する近年の社会情勢

1. 緑の基本計画とは

2. 館林市の緑を取り巻く状況と課題

3. 基本方針、目標の設定

4. 緑地の保全及び緑化推進の方針

5. 都市公園等の機能・配置等の検討

6. 緑を守り育てる地区制度

7. 計画の推進に向けて

(6) 緑に関する課題の整理

本市の状況や上位・関連計画における緑の位置づけ、緑の現況、市民の緑に関する意識、社会情勢の変化を踏まえた、緑に関する課題を以下に整理します。

1) 大切な緑の保護・保全・維持の継続

【現状】

- ・ 多々良沼、城沼、茂林寺沼、近藤沼等、市内に点在する大小の池沼、雄大な関東平野とそこに暮らす人々が作り出した麦畑や水田等の農地、社寺林等が織りなす本市の緑と水は、生物の住処であるとともに、市民の原風景となっています。
- ・ 国指定名勝「躑躅ヶ岡」を含む、つつじが岡公園は本市を代表する公園です。
- ・ つつじまつり、たてばやし花菖蒲まつり等、自然とふれあえるイベントが盛んです。
- ・ 近年、大型化・激甚化する災害や暑熱対策として、緑が持つ雨水浸透機能や蒸発散機能を発出させる「グリーンインフラ」が注目されています。

【課題】

- ◎ 多様な生物が生育・生息できる、市内のかけがえのない緑を将来にわたり、守り育てていく必要があります。
- ◎ 市民が市内の緑に触れ、その価値を知り、地域への愛着を深め、実際に行動することにより、緑を生かしたまちの魅力向上につなげていく必要があります。
- ◎ 災害対策やまちなかの暑熱対策として、緑の活用を図る必要があります。

2) 公園の老朽化と新たなニーズへの対応

【現状】

- ・市内の都市公園の82.0%が開設後30年以上経過しており、老朽化が進行するとともに、その施設内容も画一的で、近年の利用者ニーズに対応したものとなっていません。
- ・今後も人口減少や少子高齢化の傾向が続き、それに伴い、本市の財政状況はさらに厳しくなることが予想されます。
- ・公園の施設に関して、市民からは、公園への要望として「管理されていて、きれいな公園に行きたい」「きれいなトイレがある公園に行きたい」等、設備面に関する要望があり、再整備が急務となっています。また、樹木の巨木化や病害虫の発生等への対応も求められています。
- ・市民アンケート調査では、「飲食や休憩、イベント等ができる娯楽施設」を求める声が多かったです。
- ・民間活力を最大限生かしたオープンスペースの整備・保全の推進を図るため、平成29(2017)年の都市緑地法及び都市公園法の一部改正が行われ、公募設置管理制度(Park-PFI)等の新たな取組が始まっています。

【課題】

- ◎ 公園のあり方や施設内容の見直しについて検討する必要があります。
- ◎ 市民にとって公園が身近な場所であり続けるよう、適切な維持管理方針や体制について検討する必要があります。
- ◎ 公園の特性に応じて、民間活力の導入や地域での公園検討等、様々な手法により利用者ニーズに即した特色ある公園づくりを検討する必要があります。

(6) 緑に関する課題の整理

1. 緑の基本計画とは

2. 巻 館 林 市 の 緑 を 取 り 巻 く 状 況 と 課 題

3. 基本方針、目標の設定

4. 緑地の保全及び緑地の方針の推進

5. 都市公園等の機能・配置等の検討

6. 緑を守り育てる地区制度

7. 計画の推進に向けて

3) にぎわい創出や安全・安心なまちづくりに向けた緑の利活用方策の検討

【現状】

- 本市には、これまで館林城跡等の歴史的資源や、国指定名勝「躑躅ヶ岡」を含む「つつじが岡公園」等、様々な地域資源が集積されてきました。一方、人口減少・少子高齢化、地球環境問題の深刻化、ライフスタイルや価値観の多様化、さらには地震や風水害といった自然災害等、本市を取り巻く状況はますます厳しくなっています。
- これまで、本市では、まちなかの緑を創出に対する各種支援制度の充実に取り組んでおり、既に緑豊かなまちとなっています。
- まちが安全・安心であることも重要であり、緑が果たす役割も大きいと考えられます。既に、地域防災計画に基づき、洪水時の緊急避難場所として1か所、地震時の緊急避難場所として18か所の都市公園が指定されています。また、ヘリポート適地(ドクターヘリ)として近藤沼公園が指定されているほか、本市の池沼は、災害時に消防水利としての役割の確立を図ることとされています。

【課題】

- ◎ まちのにぎわいがもたらされるよう、市民が気軽に使える開かれた居心地の良い空間の創出に向けて、まちづくりと連動して街路空間の魅力創出等に取り組むとともに、拠点となる公園の魅力を高めていく必要があります。
- ◎ 今後は、さらなる制度の拡充や見直しを図るとともに、様々な媒体を用いて制度に関する情報を発信し、もっと多くの市民に周知を図り、緑に関わる人材を育てていく必要があります。
- ◎ 災害時の利活用を見据えて、災害発生時の避難場所や復旧活動の拠点等として活用が見込まれる公園等のオープンスペースや、消防水利としての池沼を保全・維持していく必要があります。